

上告状兼上告受理申立書

令和5年9月25日

最高裁判所 御中

上告人兼上告受理申立人訴訟代理人 弁護士 菊 地 真 治

〒395-0076 長野県飯田市白山町3丁目東2番地14

上告人兼上告受理申立人（控訴人） 株式会社章設計

上記代表者代表取締役 板 倉 正 明

〒105-0003 東京都港区西新橋2丁目2番5号 竹内ビル2階

菊地真治法律事務所（送達場所）

電 話 03-6205-7557

FAX 03-6205-7558

上告人兼上告受理申立人訴訟代理人 弁護士 菊 地 真 治

〒395-0053 長野県飯田市大久保町2534番地

被上告人兼相手方（被控訴人） 飯田市

上記代表者市長 佐 藤 健

設計業務委託料請求等上告・上告受理申立事件

訴訟物の価額 金1051万3800円

貼用印紙額 金10万6000円



上記当事者間の東京高等裁判所令和5年（ネ）第1169号設計業務委託料、
違約金反訴請求控訴事件について、令和5年9月7日言い渡された下記判決は、
全部不服であるから、上告及び上告受理の申立てをする。

第1 原判決の表示

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 当審における控訴人の追加主張をいずれも棄却する。
- 3 当審における訴訟費用は控訴人の負担とする。

第2 上告の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第3 上告受理申立ての趣旨

- 1 本件上告を受理する。
- 2 原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第4 上告兼上告受理申立の理由

おって、各々の上告理由書及び上告受理申立理由書を提出する。

添付書類

- | | |
|---------|-----|
| 1 訴訟委任状 | 1 通 |
| 2 資格証明書 | 1 通 |